

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和5年6月21日（水曜日） 開会 午前 9時05分 閉会 午前10時55分 散会 午前10時55分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 廣 野 房 男 副委員長 岩 本 知 帆 笹 野 康 男 稲 吉 照 夫 黒 木 一 吉 本 智 明 藤 本 和 美 （議長 藤 江 徹）
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	野坂純子議員 松本忠明議員 長谷川 進議員 田境 毅議員 丸山千代子議員
説明のため会議 に出席した者	副 町 長 大 竹 広 行 企 画 部 長 成 瀬 千恵子 消 防 長 小 山 哲 夫 消防次長兼庶務課長 山 本 秀 幸 財 政 課 長 相 川 美代子 企画政策課長 柴 田 淳 一 予防防災課長 吉 田 孝 正 DX推進担当課長 内 海 敏 明 庶 務 課 主 幹 新 實 直 哉 予防防災課主幹 杉 浦 則 康
議会事務局職員	議会事務局主幹 斎 藤 久美子

議 に 付 し た 案 件	第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について 第37号議案 工事の請負契約について（校舎増築・改修等工事） 第38号議案 工事の請負契約について（校舎増築等整備工事） 第39号議案 工事の請負契約について（図書館外壁及び防水工事） 第40号議案 工事の請負契約について（町民プール外壁及び防水工事） 第41号議案 財産の取得について（資機材搬送車） 第42号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材一式） 第43号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車） 第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款、50款 陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第7号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情 陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情
--------------------------	---

委員長 皆さん、おはようございます。早朝よりお集まりいただきありがとうございました。

ただいまから、総務教育委員会を開催いたします。

初めに、先日、6月11日でしたかね、鎌田實さんの介護フォーラムという、あれが町民会館でありまして、そのときに先生が言われたのが、例えば我々みたいな老人は、外に出かける、それから人と会う、そしてお話をする、そういう機会にどんどん立ち会うというようなことが、これからのフレイルというんですかね、認知症予防に大変有効ですよ。もっといいことをたくさん言いましたけれども、その中の一つをちょっと覚えております。

そして、その1週間ぐらい、6月17日に、とぼねグラウンドで子ども会のソフトボール大会がありました。これは、子ども会を運営するお父さん、お母さんたちが自主的に運営して、それを企画運営して、西尾市の子ども会のチームを集めて、16チームで大会を行いました。こういうことをやると、その大会の運営に対してはいろいろな企業だとか、個人商店にいろいろ協賛をお願いしまして、なかなかポケットマネーでばっと出してくれた人もおりますし、会社ではいろいろなものを提供してくれたりというようなことで、いろいろな輪が広がっていきました。そして、何よりも私たちみたいな年寄りが、孫だとか、あるいはお父さん、お母さんは子どもたちの応援ということで、物すごい人がそこに集まってきて、わいわいがやがやと一日がかりで大会をやったというようなことで、こういった企画を立てることが、これから介護される人を減らすためにも必要なことじゃないのかなというふうに思っておりますので、私も介護をされないように最後まで、先生が言っていたのは、死ぬ間際まで自分の足で歩けというようなことを言っておりましたけれども、そういうようなことで健康に注意しながらやっていきたいと思えます。

その大会で、これは私の一番言いたかったのは、その大会で豊坂南部の子ども会のソフトボールチームが、ここにおります藤本委員のお子さんの活躍もありまして、見事優勝しました。これが今日一番言いたかったことなんですけれども。そういうこともありまして、また今度は7月9日ですか、今度は幸田町の子ども会のソフトボールがありますけれども、そういったことに皆さん方がどんどん集まるような企画を立ててほしいなと。彦左まつりだとか夏まつりだとかありますけれども、これにもお年寄りだけでなく、みんなが集まれるような企画を立てていただければありがたいのかなというふうに思っておりますので、これから私たちも協力していきますので、理事者の方たちのほうもよろしく願いしたいと思います。

ここで、報告いたします。

町長から、台風2号の影響による災害への対応として、農林水産省への緊急要望のため、本日の委員会を欠席するとの届出がありましたので、報告します。

それでは開会に先立ち、副町長から挨拶をお願いします。

副町長。

副町長 皆さん、おはようございます。

委員長様からお話がありましたように、町長が委員会の欠席の件であります。

台風2号の関係で農林水産省への緊急要望のため、岡崎市長、西尾市長と一緒に要望

をするものでございます。勝俣農林水産副大臣への要望であります。これにつきましては青山代議士が先頭となつての要望でございます。前回、6月6日、火曜日には、東三河の首長さんと野中農林水産副大臣に要望書を提出しております。先ほど言いましたように、今回は西三河としての要望でございますが、前は東三河で、今枝代議士の先頭で要望しているという内容でございます。

被害状況につきましては、議員さんには6月16日の金曜日に情報提供させていただいておりますけれども、内容は6月12日現在ということですので、それ以後増えているのが現状でございます。

次に、国道23号明豊道路の終日通行止めの関係でございます。

6月5日の月曜日に情報提供させていただいた件でありますけれども、9月1日、金曜日、9時から12月28日、木曜日、17時頃まで終日通行止めということで情報提供をさせていただきましたが、この件につきまして区長さんには、7月14日金曜日の区長会に情報提供をさせていただきますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、町長の町村会長の件でございます。

6月16日、金曜日までで2年間の任期を終了されたということで、御承知おきをお願いをしたいと思います。

本日は、付託されました議事につきまして、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 5分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、特に補足説明がありましたらお願いします。

予防防災課主幹。

予防防災課主幹 それでは、予防防災課から、第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案説明会資料1ページを御覧ください。併せて、議案書は13ページから16ページ、議案関係資料にありましては、8ページから12ページまででありますので、併せて御覧ください。

条例の概要につきましては、幸田町火災予防条例は、消防法第9条の火を使用する設備・器具等に対する規制に基づいて、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準について、火災予防上必要な事項を定めたものであります。

今回の改正事項につきましては、対象火気設備等であり急速充電設備についてと、火の使用に関する規制等に関します喫煙等に関する図記号による標識の見直しのため、改正するものであります。

急速充電設備に係る改正の詳細につきましては、充電の対象が自動車、原付自転車以外に、船舶や航空機などに拡大されたことに伴いバッテリーも大容量となり、充電時間を短縮するため、急速充電設備の全出力の上限を撤廃したことや、急速充電設備として規制の対象となるのが、充電器と充電対象物と接続するためにコネクタを使用したものが急速充電設備として取り扱うことを明記したものであります。従来の急速充電設備は一体型のものが普及していましたが、商品開発が進み、変圧する機能を要する設備本体と充電ポストで構成されるものを新たに分離型の急速充電設備への対応等所要の改正を行うものであります。

また、喫煙等に関する標識の取扱いにつきましては、平成30年7月に健康増進法が改正されたときに、喫煙専用室標識が規定されまして、この標識が設置されている場合は、喫煙所と表示した標識は設置しなくてもよいとされたこと。また、火の使用制限に關します禁煙又は火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号につきましては、国際標準化機構に定めた規格又は日本産業規格に適合したものとしなければならないこととされたことから改正するものであります。

施行期日につきましては、急速充電設備につきましては、令和5年10月1日、禁煙等に関する標識の見直しにつきましては、公布の日であります。

以上、第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についての補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ちょっと1つ教えてください。喫煙のほうですけれども、公共施設あるいはこういった、学区、町内いろいろあるかと思うんですけれども、芦谷区で管理しているところも、公民館だったり、コミュニティセンターがあるんですけれども、そのときに室内は完全に建物の中は禁煙になっているんですけれども、やはり従来の慣例というんですか、形で外へ出て一部喫煙してもいいですよという場所を設けているのが現状あるわけなんですけれども、そういった場合のこの表示とか扱いというのはどういう形を取ったらよろしいのか教えてください。

委員長 予防防災課長。

予防防災課長 基本的に公共施設室内での喫煙というのは、健康増進法に基づきまして、どの施設ももうないというふうには承知しております。ただ、今後、屋外において喫煙場所を指定するときは、一応消防では特に取り締まるところがないんです。喫煙するところがございません。ここを喫煙所としたいんですがどうでしょうかという御相談があったときに、特に火事・火災とならないような場所であれば、燃えるようなところがなければ、ここならいいんじゃないですか、その代わりにこういったもの、今主幹が説明したとおり、国際標準化機構が定めた標識がございますので、こういうのを設置してくださいといった指導になります。

以上です。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これは、今回こういう御案内が出まして、区長会のほうにもそういった指導とかいうものは予定されているのか。今後のこういった周知の仕方というのはどういうものでしょうか。

委員長 予防防災課長。

予防防災課長 消防では防火対象物という言い方をするんですが、そういった届出、建物がこういうものが建ちますよ、もしくは増築等により構造が変わりますよといった相談をいただいたときに、同時にこういった喫煙場所を設けたいんですがという御相談があるかと思います。そのときに併せて、こういった喫煙場所を設定するようであれば表示をしてくださいと。その代わり、図記号を使う場合にありましては、こういった標準化機構の標識が今定められておりますので使ってくださいと。ただ、御案内というのをこちらからするという事はなかなかないと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論につきましては、本会議で行っていただくこととし、委員会では省略させていただきます。

それでは、採決いたします。

第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第35号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案 工事の請負契約について（校舎増築・改修等工事）を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第37号議案 工事の請負契約についてであります。補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページ、それから議案関係資料15ページから18ページを御参照願います。

本議案の提案理由につきましては、校舎増築・改修等工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書20ページ、それから、議案関係資料17ページを御覧いただきたいと思います。

工事名は校舎増築・改修等工事、施設名等は豊坂小学校、工事の概要は、増築校舎、電気工事、鉄骨造平屋建、契約金額は1億2,749万円で、契約の方法は、10社による指名競争入札を令和5年4月26日に実施し、契約の相手方は、刈谷市の佐々木建設株式会社であります。工期につきましては、令和6年3月25日までであります。

業者選定につきましては、幸田町入札参加者審査要綱で指定した格付、工種、設計金額ごとの選定基準におきまして、副町長及び各関係部課長等で構成します幸田町入札参加者審査委員会において、審査決定をしております。

業者の選定基準としまして、幸田町入札参加者審査要綱により、業者選定の数は、設計金額7,000万円以上1億5,000万円未満の案件につきましては10社以上として、町内6社以上を指名することになっており、今回は町内7社、町外3社を選定しております。10社による指名競争入札のうち2社の辞退の理由につきましては、いずれも体制が整わないためでありました。

以上、37号議案の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論は省略し、採決いたします。

第37号議案 工事の請負契約について(校舎増築・改修等工事)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第37号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案 工事の請負契約について(校舎増築等整備工事)を議題といたします。

特に補足説明がありましたら、お願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第38号議案 工事の請負契約についての補足説明をさせていただきます。

議案書の21ページ、それから議案関係資料は19ページから22ページを御参照願います。本議案の提案理由につきましては、校舎増築等整備工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書22ページ、議案関係資料21ページを御覧いただきたいと思います。

工事名は校舎増築等整備工事で、施設名は深溝小学校、工事の概要は、増築校舎、鉄筋コンクリート造3階建、渡り廊下、鉄骨造3階建、造成外構工であります。契約金額は5億1,700万円で、契約の方法は、15社による指名競争入札を令和5年4月26日に実施し、契約の相手方は、町内の竹内建設株式会社であります。工期は、令和6年9月30日までであります。

業者選定基準としまして、要綱に基づきまして、業者の選定数は、設計金額5億円以上の案件につきましては町内・町外業者の基準はなく、15社以上指名することとなっております。今回は町内7社、町外8社を選定しております。15社の指名競争入札のうち7社の辞退理由につきましては、6社は体制が整わないというもので、具体的には技術者を確保できないということでありました。1社は見積作成が間に合わないためでありました。

以上、38号議案の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

10番、黒木君。

10番黒木 一君 最近の入札で辞退が結構多く出ていると思うんですね。その中で一つ教えていただきたいのは、入札するまでの期間が短くて、要するに設定できなくて辞退している方も多いいんじゃないかなと。その辺もありまして、例えば入札規定の期間を変えてやるとか、それはできないんですかね。お尋ねします。

委員長 財政課長。

財政課長 入札するまでの期間というお尋ねかと思います。

今回の入札の見積り提出までの期間が、指名入札においては、指名通知をお送りしまして、その後、入札書の提出期限を設けておりまして、今回の期間につきましては18日間となっております。この期間につきましては、工事の設定、こういった工事を町で行いますというところから、工事の金額につきましては入札指名審査会のほうで指名業者を選定いたしますので、その期間とそれから見積書を作成していただく期間を設けておりますので、現在の状況でありますと、法律上の規定は15日以上設けることとなっておりますので、一応今現在では18日ということで行っております。それについて、今回につきましては見積作成書が間に合わないという御意見をいただいておりますので、今後続くようでありましたら、また検討をして考えていきたいと考えております。

10番黒木 一君 了解しました。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 この入札に関しては、当初予算の中で大体6億1,500万ぐらいの予算が組まれていて、その中で予定価が6億弱ということであります。そして、契約が5億1,000万ちょっとということで、予定価と結構差がある、7,000万近くあるわけですね、7,600万ぐらい。本当にこれは、競争入札ですから仕方ないわけでありましてけれども、そうすると予定価自体の積算がおかしいのかな、いいのかなと。と同時に、本当に競争ですから、5億3,000万で入れた人もいるし、結果的には4億7,000万で入札をしているわけで、すごく乖離があるわけでありまして。業者の努力と言えどもそれまでなんですけれども、幸田町の業者が今回取られているわけでありまして。そういう点で、これからも5億以上も十分幸田町でやれると、工事ができていくという判断をして、考えて今後してほしいなと。町内の業者育成のためにもこういう考え方でいってほしいなと思うんですけれども、今回のこの入札はどうしても7,000万の乖離が非常に読めないところがあるんですね。いまだかつてなかったのかなと、これほど乖離があるのは、大げさに言えば。そこらの点で、やっぱり予定価の問題が少し高めに取られたのかなという感じがしますけれども、そこらの点はどういうふうに考えてみえるか教えていただきたいなというふうに思います。

委員長 財政課長。

財政課長 工事につきまして、設計の価格を、標準的な施工業者が標準的な工法で工事を行うことを前提に設計の金額を、国とか県の基準単価とか、建物ですとか、業者の見積り等から設計の金額を積算をして、その後、予定価格を設定していくわけですが、その中でそういった基準に基づいて設計をして予定価を設定していきますので、その価

格につきまして、今回の入札につきましてはこういった結果にはなりましたが、一応入札の中でこの金額であればできるという金額を入れていただいたと考えておりますので、ただ、入札の開きが大きいということにつきましては、こちらの設計の金額と予定価格につきまして、設計のほうが本当に適正な設計であったかということはあるかと思っておりますけれども、一応そういった基準に基づいて出した金額で、業者さんのほうがこれであればできるという金額を入れていただいたと考えておりますので、適正な価格を出しているということで、今後、あまりにも開きがあるようでしたら検討をして、正しい積算ができるようにしていきたいと考えております。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 確かに先ほども申し上げたんですけれども、競争入札ですから、安くやっていただけるのは行政にとってありがたいことだと私も思っています。しかし、業者泣かせというふうな結果になることはちょっとかわいそうかなという感じがします。そのらの点は、この15社の中で辞退が7社、8社と、こういうことでありますので、本当に予定価で、例えば6億1,500万ぐらい予算を組んでいて、5億9,300万程度で予定価を出された。これが大体数字が合ってるんですね。予算で大体は、設計をしてから予算を大体組んで、そして予定価を組んで、そして入札だと。こういう話ですので、順番的にはいいわけでありましてけれども。だから、先ほど課長が言われた、設計価がちょっと高かったのかなと、こういう感じもせんこともないんですけれども。ただ、国の部材の単価というのはどんどん公表されておりますので、それで当然積算されて、設計価を組まれます。そして、それに対して、前の定価を3%か5%か知りませんがカットして、要するに出されると、こういう感じだろうと想定するわけなんですけれども。ただ、本当に結構ほかの業者、竹内さんだけが非常に頑張ってもらった。ありがたいことだと思うし、もうちょっと高く何で出さなかったのかなと、変な言い方ですけども思うわけがあります。そういう点では、予定価がこれだけあるわけですから、この入札はちょっと読めんなと私は思っているんですけれども。まあ、竹内さんに頑張ってもらったと、そういうふうに理解しております。そういう点では、しょうがないなというふうに思いますが、何しろ幸田町の業者を育成していく、5億以上の仕事ができる業者があるということも念頭に入れて、今後も入札のほうを、シムの感じでもいいですけども、その時点で考えていってほしいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと、かように思っています。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

企画部長。

企画部長 今、委員からいただきました御意見でございます。

今回は、先ほど課長も申し上げましたが、町内・町外の選定基準というのは、この案件につきましては縛りはございませんけれども、町内の業者さんのほうを優先的にというふうに、災害に関しましても最優先で幸田町内の対応に当たっていただいておりますので、町内の建設業者さんの育成というのは本当に町にとっても大切なことであると思います。公契約条例も令和4年の4月から始まっておりますので、下請に出す場合でも町

内の業者さんを優先的にということの姿勢は変わっておりません。そういったことも含めまして、今回は、条件は町内の業者さんという縛りはございませんでしたけれども、入札の中に優先的に入れさせていただきまして、この安価な予定価格よりも低い価格で応札をいただいたということで本当にありがたく思っているということですが、こういった数字の開きに関しましては、いろいろな案件を引き続き調査研究いたしまして、適正な入札が行われるように努めてまいりたいと思っています。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論は省略し、採決いたします。

第38号議案 工事の請負契約について（校舎増築等整備工事）を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第38号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案 工事の請負契約について（図書館外壁及び防水工事）を議題いたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 第39号議案 工事の請負契約についてであります。こちらについて補足説明をさせていただきます。

議案書の23ページ、それから議案関係資料は23ページから26ページを御参照をお願いします。

本議案の提案理由につきましては、図書館外壁及び防水工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書24ページ、議案関係資料25ページを御覧いただきたいと思います。

工事名は図書館外壁及び防水工事、施設名は幸田町立図書館、工事の概要は、防水改修工一式、外壁改修工一式であります。契約金額は6,335万5,600円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は豊田市の株式会社マルコオ・ポーロ化工、工期は令和5年12月27日までであります。

業者選定基準としまして、要綱により業者選定数は設計金額7,000万円以上1億5,000万円未満の案件につきましては、10社以上とし、町内6社以上を指名することとなっております。今回は、町内7社、町外3社を選定しております。10社による指名競争入札のうち3社の辞退理由につきましては、いずれも体制が整わないためであり、具体的には技術者を確保できないということでありました。

以上、39号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論は省略し、採決いたします。

第39号議案 工事の請負契約について(図書館外壁及び防水工事)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第39号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第40号議案 工事の請負契約について(町民プール外壁及び防水工事)を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第40号議案 工事の請負契約について、補足説明をさせていただきます。

議案書の25ページ、それから議案関係資料は27ページから30ページを御参照願います。本議案の提案理由は、町民プール外壁及び防水工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書26ページ、議案関係資料29ページを御覧ください。

工事名は町民プール外壁及び防水工事で、施設名は幸田町民プール、工事の概要は、防水改修工一式、外壁改修工一式であります。契約金額は5,830万円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は豊田市の株式会社マルコオ・ポーロ化工、工期は、令和5年12月27日までであります。

業者選定基準として、要綱によりまして業者選定数は、設計金額7,000万円以上1億5,000万円未満の案件では10社以上とし、町内6社以上を指名することとなっております。今回は町内7社、町外3社を選定しております。10社による指名競争入札のうち2社の辞退理由につきましては、いずれも体制が整わないためで、具体的には技術者を確保できないということでありました。

以上、第40号議案の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 1点だけお伺いをします。

本会議のときも質疑があったわけですがけれども、要するに2つの契約ですよね。普通は、工期も仕事始めも一緒の中で何で1つにできなかったのか。というのは、経費が一本化できるから安くできるのが普通なんですよね。それをあえてなぜ、工期も一緒、仕事始めも一緒、こうなってなぜ2つなのか。建物が違うから、こう言われたらそれまでなんですけれども、そこらの点がちょっと分からないものですから再度教えてほしいなと。本会議でも言われたんですけれども、何か違うことがあれば聞かせてほしいなというふうに思います。

委員長 財政課長。

財政課長 工事を２つに分けた理由をお尋ねかと思います。

こちらにつきまして本会議のほうでも説明させていただきましたけれども、時期的に分けたということで、・・・しては工事をするに当たって、工期が２つに分けますと早くできるということ。それから、工事期間中に騒音とかそういったことで住民の方に迷惑をかける時間を少なくするため、そういうことで工事を分けたということでございます。

委員長13番、笹野君。

13番笹野康男君 今言われるとおりがなというふうに思います。例えば、工事をやっていて、いろいろ音が出ると。この時期は音を出さんほうがいいかなと、プールの場合とか、いろいろありますよね。だから、そういう部分で分けられたのかなと、こういうふうに近い意味で理解をいたしました。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

第40号議案 工事の請負契約について（町民プール外壁及び防水工事）を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第40号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第41号議案 財産の取得について（資機材搬送車）を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 では、第41号議案 財産の取得について、補足説明をさせていただきます。

議案書の27ページ、それから議案関係資料は、31ページから37ページを御参照願います。

本議案の提案理由は、資機材搬送車の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書27ページ、それから議案関係資料は36ページを御覧いただきたいと思います。

物品名は資機材搬送車、物品の概要は、資機材搬送車一式の購入であります。契約金額は1,085万8,100円で、契約の方法は、8社による指名競争入札を令和5年4月25日に実施し、契約の相手方は、町内の愛知自動車株式会社であります。納期は、令和6年3月31日までです。

業者選定基準として、幸田町契約規則により、設計金額が500万円を超えるものは原則8社以上の選定が必要となり、今回の町内1社、町外7社を選定いたしました。8社による指名競争入札のうち2社の辞退理由につきましては、いずれも体制が整わないためでありました。

以上、第41号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第41号議案 財産の取得について(資機材搬送車)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第41号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第42号議案 財産の取得について(高度救命処置用資機材一式)を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第42号議案 財産の取得についてであります。こちらについて補足説明をさせていただきます。

議案書の29ページ、それから議案関係資料は、38ページから43ページを御参照願います。

本議案の提案理由は、高度救命処置用資機材一式の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書30ページ、議案関係資料42ページを御覧いただきたいと思います。

物品名は高度救命処置用資機材一式、物品の概要は、災害対応特殊救急自動車(救急幸田1)の更新に伴う資機材一式の購入であります。契約金額は1,240万8,000円、契約の方法は、8社による指名競争入札を令和5年4月25日に実施し、契約の相手方は、岡崎市の株式会社名古屋医理科商会三河営業所であります。納期は、令和6年3月31日までであります。

業者選定基準としまして、幸田町契約規則により、契約金額が500万円を超えるものは8社以上の選定が必要となり、今回は町外8社を選定しております。8社の指名競争入札のうち、1回目の辞退が2社ありました。辞退理由につきましては、いずれも取扱いができない製品を加えていたためでありました。2回目の辞退は5社で、価格面で難しいとの理由でありました。3回目の入札を行い、1社による入札になりました。

以上、第42号議案の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 入札執行の中で3回目で落札をしたということは、私は初めてかなという感じがするんですけども、実際はどうかなという点と、それぞれの業者は、正直言って部材がいろいろ今値段が上がってますよね、何でもかんでもが。そういう点での応札

かなという感じがあるわけであります。何とか3回目で落札をしていただいたという部分に対してはよかったなと思うんですけれども、実際問題は非常に厳しかったんじゃないのかなと想定をするわけであります。そういう点で難しいなというふうに思うわけですけれども、今の時代は部材がいつ上がってくるか、また上がるんじゃないかと、半年ごとに上がっているような状態です。非常に懸念をしている中で、よくこう頑張っていたいただいたなと、3回目で落ちたなという感じがしますけれども。いまだかつて3回目というのはあったんでしょうか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

委員長 財政課長。

財政課長 入札が3回あったかというお尋ねだと思うんですけれども、今ちょっと資料が手元にありませんので、今年度につきましてはなかったんですけれども、その以前については手元に資料がありませんので、それにつきましてはまた調べて御回答させていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第42号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材一式）を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第42号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第43号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 第43号議案 財産の取得について、補足説明をさせていただきます。

議案書の31ページ、それから議案関係資料は、44ページから52ページを御参照願います。

本議案の提案理由は、災害対応特殊救急自動車の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書32ページ、議案関係資料51ページを御覧いただきたいと思います。

物品名は災害対応特殊救急自動車、物品の概要は、災害対応特殊救急自動車一式の購入であります。契約金額は2,266万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を令和5年4月25日に実施し、契約の相手方は、6月14日の議案質疑において社名変更がありましたと説明させていただきました、岡崎市の愛知トヨタEAST株式会社六名店であります。納期は、令和6年3月31日までであります。

業者選定基準としては、幸田町契約規則によりまして、設定金額が500万円を超えるものは原則8社以上の選定が必要となり、今回は町外8社を選定にしました。8社による指名競争入札のうち2社の辞退理由につきましては、いずれも体制が整わないためで

ありました。

以上、第43号議案の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論は省略し、採決いたします。

第43号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第43号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款、50款を議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

財政課長 それでは、第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、一般会計の歳入について補足説明をさせていただきます。

別冊の補正予算関係を御覧いただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、53ページを御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の補正予算関係の補正予算説明書9ページを御覧いただきたいと思います。

55款国庫支出金、15項国庫補助金につきましては、5目総務費国庫補助金におきまして、マイナンバーカード交付事務費補助金520万円は、本町で引き続き取り組むマイナポイント申込支援事業に対する国庫補助金であります。マイナポイント申込支援事業は、令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された方を対象として、最大2万円分のマイナポイントを付与するマイナポイント第2弾事業に関するものであり、町においてこの申込手続を支援する事業であり、財源を国費100%として行うものであります。

マイナポイントの申込期限については、国の方針により再三延長が出されており、今回令和5年3月31日付の通知によって、令和5年6月末までに延長されることとなりました。令和5年当初予算編成当時でありましては、2月末までで終了とされており、期限延長は想定しておりませんでしたので、補正予算の計上が必要となりました。

次に、55款国庫支出金、15項国庫補助金、15目衛生費国庫補助金におきまして、出産・子育て応援交付金は、出産・子育て応援給付金の給付に係る不足額を追加するものであります。出産・子育て応援事業は、国で創設された事業であり、妊娠時から出産・子育てまでの伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金を一体的に取り組む事業であります。この事業について給付金部分に係る部分に対する国・県・市町村の負担割合は、国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1とされております。

本町では、この事業については令和5年2月から開始しております。令和5年2月時点においては、事業の詳細についてが国・県から示されていなかったこと、事業開始日は各市町村に委ねられていたこと、それから事業開始前の出産者及び母子健康手帳を交付した妊婦も対象となること、給付を行うための前提としてアンケート調査及び面談が必要であったことなどの理由から、令和4年度の事業は遡及適用者への給付を中心として取り組むこととし、年度内に給付を終えられなかった部分につきましては、令和5年に繰り越して実施することを想定しておりましたが、その後、事業の財源を担う県のほうから、県においては繰越しを行わないという旨が指示されたため、町としては今年せず、令和4年度予算の執行については、給付ができた分までで打ち切りとし、令和5年度予算において改めて未給付部分についての予算計上が必要となりました。

次に、20項の国庫委託金につきましては、40目消防費国庫委託金におきまして、消防団の力向上モデル事業委託金206万1,000円は、消防団の力向上モデル事業を実施するための予算を新規計上するものであります。この事業は、総務省消防庁において、令和4年度から開始された国の新規事業であり、社会環境の変化に対応した消防団運営普及促進を目的として行う取組が、全国の地方公共団体から提案をプッシュされたかという、全額国費によるモデル事業が採択されるものであります。このモデル事業の募集に対しまして、消防団員の知識技術向上とその継承を図る、ポンプ車操法の解説DVD教材の作成の取組を提案したところ、消防庁から採択されたものであります。

次に、60款県支出金におきましては、先ほどの55款国庫支出金、15項国庫補助金における出産・子育て応援給付金と同様に、事業の実施に係る県補助金分としまして、出産・子育て応援事業費交付金360万円を追加するものであります。

次に、75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金222万円を追加しまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

以上、補正予算額としまして2,768万1,000円を追加し、歳入総額を202億1,535万9,000円とするものであります。

財政課から、一般会計の歳入について補足説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 続きまして、補正予算の歳出につきまして、まずは企画政策課所管の補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、別冊補正予算関係の12ページから13ページの上段のところ、そして議案関係資料につきましては54ページ、こちらも上段のところを御覧ください。

初めに、15款総務費、デジタル推進事業におきましては、先ほど歳入において説明させていただきましたが、マイナポイント第2弾事業として、マイナンバーカードを新規取得した方に最大5,000円分、健康保険証としての利用申込で7,500円分、公金受取口座の登録完了で7,500円分の合計最大2万円のマイナポイントを付与する事業であります。マイナポイントの申込期限の再延長等についての通知が国のほうから3月30日付で发出され、本年5月末が9月末までに延長されたことを受けまして、本町におきましても申込みを終えてない方でデジタル機器に不慣れな方、機器を所有していない方が期限まで

に安心してマイナポイントを申し込んでいただけますよう、引き続き、その申込みの支援をしていくために要する経費として362万円を新規計上するものであります。

事業の概要としましては、チラシやリーフレットの作成及び役場庁舎1階ロビーへのマイナポイントを支援する3ブースの特設コーナーの継続設置であります。各経費の具体的な内容としましては、チラシ・リーフレットの印刷製本費24万円、国のシステムであるマイナポータルによる健康保険証のひもづけ、公金受取口座の登録、またマイナポイント付与申請の支援に係る人材支援の委託料338万円、合計362万円であります。なお、本年4月からこれまでに至る間においては、対応した部分につきましては、既決予算により対応しましたこと、また、その部分につきましても、国庫支出金を財源とすることに伴いまして、その相当額なる一般財源につきましては、財源を更正することにより調整するものであることを補足いたします。

企画政策課所管の補正予算歳出の補正説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 庶務課主幹。

庶務課主幹 次に、第44号議案 一般会計補正予算（第2号）の消防本部庶務課が所管いたします消防団の力向上モデル事業について、補足説明をさせていただきます。

資料は、別冊補正予算関係の12ページから13ページ、議案関係資料の54ページ、議案説明会資料の4ページが事業の説明となります。

先ほど説明があったように、この事業につきましては、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及と促進を目的に、地方公共団体が行う先進的な取組を総務省消防庁がモデル事業として選定し、国から地方公共団体への委託業務として行われる全額国費の事業であります。このたび消防団員の知識と技術向上及び継承事業を提案しましたところ、採択を受けて、これを行うものであります。

採択されました本町提案の消防団員の知識技術向上及び継承を図るポンプ車操法解説DVD教材の作成について、事業の行程を補足説明させていただきます。

まずは、業者との契約の後、幸田町の消防団員自身によるポンプ車操法の実演を撮影いたします。その後、動画編集、ナレーションの追加などの行程を経てDVDを製作し、団員への配布や研修会を行います。完了時期につきましては、来年1月末を目標として、事業を進めてまいります。この取組における補正予算としましては、206万2,000円を上程させていただきました。

以上、消防本部庶務課所管の補正予算に係る補足説明であります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 私のほうからは、今の消防団のほうの話をちょっと確認をさせてもらいたいと思うんですが、中身は団員のための知識向上とか、技術継承ということで分かりました。ただ、一つ私が言いたいのは、今消防団のなり手不足、なり手がいないということ

がいろいろ問題になっているわけで、そういった面でこの教材を生かすことはできないのか、そういったところを今後考えてみえるのか。前にアイ・・・で消防団員の募集という形で、そのときには柔らかい感じで放映された部分もありますけれども、今回こういったものを再度そういった面で町民の方に知っていただいて、やっぱり消防団のなり手不足の解消に一役できるなというような思いが私はありますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長 庶務課主幹。

庶務課主幹 今、お話いただいたことに関して、契約の方法についてでちょっと軽く説明させていただきますと、まず撮影する活動そのものを消防団員自身たちが行うことから、DVD教材を作成している情報を地元のケーブルテレビで放送できれば、幸田町消防団の取組がテレビで見られることも消防団のアピールにもつながり、入団促進にも効果ができるということも兼ね合いまして、ケーブルテレビと今随意契約を計画しているところです。そういったことで町民の目にも広くこの消防団がアピールできて、入団促進につながるものと考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 本当にいい話をいただきました。やはり、そういった面で少しでも幅広く、せっかくな教材があって、そういったものを町民の皆さんに知っていただくことが大事だと思いますので、ぜひ実行していい結果を生んでいただくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 同じく消防団の力向上モデル事業について、御質問をさせていただきたいと思います。

この操法の状況をビデオに撮って技術向上を図るということでございますけれども、操法のビデオを撮るに当たってのお手本となる技術レベルに達しているかどうか、そういったものが、やっぱりいきなり撮ったってだめだと思ひまして、しっかりとした練習をして、その技術レベルに達した今後この消防団教育に役立つような、そういう教材にすべきだと思いますけれども、こういった形でおやりになるのかちょっと教えていただきたいと思ひます。

委員長 庶務課主幹。

庶務課主幹 消防団員自身たちが撮影の被写体になるということで、令和4年度、愛知県の消防操法大会に出動した団員が今まだ在席しております。この団員たちを、まだまだモチベーションはもちろん維持している状況でありますし、消防団の役員会などでは協力を求めたところ、ぜひ被写体として撮影に協力していこうというお話をいただいたところでもありますので、今、吉本委員がお話いただいたところについてはクリアできているのかなと考えております。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。ある程度の技術レベルに達した団員が残っているから、その団員を活用するということかと思ひますけれども、少なからずこのものを撮

るに当たって、いろいろ活動していくのには出動報酬金があると思いますけれども、今回、補正は委託費のみであります。報酬の面は予算的に大丈夫だったのでしょうか。

委員長 庶務課主幹。

庶務課主幹 今、吉本委員がおっしゃったとおり、この補正予算の中で、団員に訓練をしていただく、撮影に協力していただく報酬につきましては、補正では入れておりません。この理由としましては、例年行われる例えば観閲式であったり、出動訓練であったり、出初め式であったり、そういったイベント、式典等に向けた訓練をもちろん数回消防団員の方は行っていきます。撮影の日程を各種行事に向けた訓練と同日の日に撮影の日程を合わせていくことで、余計な報酬が出るのを少し抑えていくような形で進めていくというのが一つ。もう一つとしては、昨年から訓練の報酬、1回1人4,000円なんですが、これを147人分を昨年度の予算でいいますと、14回計上させていただいて、823万2,000円というお金を予算化させていただいておりました。本年、令和5年度につきましては、1人4,000円というのは変わらないんですが、消防団の力向上モデル事業のこともありますし、コロナ禍も少し明けて皆様方も訓練を活発にできることと、今、なかなか二、三年はこういった訓練がしっかりできていなかったのも、そういったことも含めて訓練の回数を14回から23回、9回増やさせていただいております。そうすると、訓練の報酬の総額は1,352万4,000円ということで、この撮影についても十分補填できるのではないかと考えております。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 先ほど稲吉委員のほうからもあったんですけども、消防団員の知識と技術の向上、これはもちろん大事なことだと思うんですけども、消防団員の報酬といえますか、新しい方に入っていただくようなDVDであってほしいなというふうには一定あるんですけども、その中で私は、基本的なことは訓練等々でそれぞれの分団が多少違うじゃないですか。違うって言ったら怒られちゃうかもしれないが、私はよく知らんで勝手なことを言っているんですけども。見た目で違くと、こういうふうに思うわけがありますけれども。そういう中できっちりした基本姿勢は、これから統一して分団でちゃんと教えていくのか。そのためのDVDだと、こういうふうに言われるのか、それともそれぞれの分団でやっぱり考えていってもいいのかと、こういう問題も一つあるわけがありますけれども。それと同時に、もう1点、私、この写真を見させてもらって、女性の方がいるじゃないですか。女性の方を被写体にして、1名とか2名やっていただくといいんじゃないのかなという感じがします。当然三河湾がやるわけですけども、そういうことも考えて一つ一般の方も興味があるような、消防団員も興味があるような、こういう形で、基本的な動作は私は決められていると思うんですけども、女性でもできるんだらうと、この写真だといいなと私は思っているんですけども。そういう点でいろいろ検討してみてほしいなと思います。

委員長 庶務課主幹。

庶務課主幹 今、笹野委員からお話いただいたDVDの方向性といいますと、幸田町消防団は4つの分団がございます。やはり、今、笹野委員さんが言われたように、やっぱり特色があると思います。しかしながら、今現状を役員会等でいろいろ協議した結果、まず

は基礎的なところをしっかりと統一化していこうということで、今回つくるDVDに関しては、基礎を全ての団員が統一した形で学んでいただけるような教材をまずつくっていこうということを考えております。

2つ目のお話いただいたものに関しては、昨年度は女性消防団員3名でした。今回、地区の皆様方の御協力を得て最大7名いると思います。先ほど笹野委員さんが手持ちで今持っておられたチラシ、私たちが今まで私たち自身でチラシを作成していたんですけど、なかなか効果が見られないということで、今回はちょっと業者にもレイアウトを依頼して、一般の方、それから女性の方でも少し目にとまるようなチラシをつくらせていただきました。笹野委員がおっしゃるとおり、今回つくるDVDのほうにも女性のほうを、こうやって女性女性と言うとまた怒られてしまうかもしれませんが、やはり男性と女性のいい頃合いのところを見出しながら、また男性女性問わず多くの若い若者の皆様に消防団員になっていただけるようなDVDの作成、それから、そのほかにも様々な内容の取組を実施していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第2号)中、歳入全部、歳出15款、50款を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第44号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

企画部長。

企画部長 先ほど42号議案で、笹野委員から御質問いただきました、これまでに3回の入札に至った案件はあるかということでございます。シズリのほうが届きましたので御報告をさせていただきたいと思います。

まず、令和3年度ですが、この3回目といいますのは、幸田町の競争入札参加者心得というところで、予定価格の事前公表を行わない場合の入札執行の限度額が3回ということでございます。この3回目までの入札を行った案件につきましてです。令和3年度は3件ございます。そのうち1件は3回目で落札ということで、そのほか2件については不調に終わっています。令和4年度におきましても同じく3件ございまして、そのうち1件は3回目で落札をしておりますけれども、2件は不調となっております。これらの案件を見ても、所管課のほうも含めまして、しっかり設計をしていかないといけないという案件もございますが、やはり物価の高騰があるということ、それから人件費も上がっていることによって、人手不足というところから人件費の高騰、それから今回もございまして高騰しているというところが、なかなか見込みが適正ではないといひますか、なかなかしっかり把握が難しいという、そういった現状があるかと思います。

今年度につきましては、今回初めてということで、3回目までの入札を行った状況で

ございます。引き続き、この件数が増えることがないように、しっかりとそのときの適正な価格で予定価のほうを組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、副町長の挨拶をお願いします。

副町長 ただいま付託されました議案についての慎重審議ありがとうございました。

委員会でいただきました御意見、入札案件、補正につきまして、今後に生かしてもらいたいというふうに考えております。

また、本議案につきましては、本会議でも可決、承認賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。

ここで、10分間休憩といたします。理事者は退席をお願いします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時27分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書の朗読は、全文でなく、件名、陳情者名、陳情の趣旨につきまして、副委員長に読み上げていただきます。

なお、個人の陳情者の住所等を公開することについては、本人から承諾を得ております。

陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、岡崎市井内町字下堤21-2 オークスS A102号、エイミィ氏であります。

陳情の趣旨は、ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書を国に提出することとして、ミャンマー軍に対し、最大限の圧力をかけ、国民統一政府（NUG）を正当な政府として承認することを初め、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などありましたら、お願いします。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 この件は、国にお任せしてください。それで頼みます。

委員長 10番、黒木君。

10番黒木 一君 今、笹野委員から言われたように、この案件は前も出てましたよね。それで、そのときに、やっぱり国に任せてやったらどうかということでは言われましたので、僕もその方向で賛成です。国に一任をします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第2号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第2号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

陳情者は、豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-193、松下正夫氏であります。

陳情の趣旨は、陳情の本意をお酌み取りいただき、何とぞお取り計らいくださいますようお願い申し上げますとして、憲法違反の疑いが強い、世界平和統一家庭連合との関係断絶などの決議を行わないようにしてくださいを初め、2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これは社会問題にもなっていますので、安倍事件のように社会を不安に陥れているということもありますので、やはり、何かの形で・・・いかないかんというのを私は感じております。そういうことで、これは決議しないようにということ、信者の今後二世たちの心配もされていますけれども、それはあくまでも中できちんと統一してもらうべきことで、外へ出たの影響が強いということは、やっぱり、これは何らかの組織の欠陥があるので、これはきちんとした対応をしていくべきだというふうに思いますので、この陳情に対しては取り上げることはないというふうに思います。反対の立場で申し上げました。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 私も陳情に対しては反対であります。これは憲法違反とごちゃごちゃ言っていますけれども、本当に国民の方が被害を受けている、社会的な問題も大きくなった、人に対しても本当に申し訳ない、かわいそうだなという感じがします。そういう中で、やっぱり統一教会との関係を断絶する、したらいかんよと、こんな陳情書なんか出せるわけがないと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第3号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、名古屋市北区柳原3丁目7番8号、春の自治体キャラバン実行委員会、代表 西尾美沙子氏であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活を営めるよう地方自治と地方財政を拡充することを初め、7項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これも各地方自治体はそれぞれ特色があって、それぞれが違うと思います。

それを統一的ではなく、地方の概念は、それぞれの自治体で努力してやっているのが現状ですので、その中で各自治体にあってやってくれというものだと思いますので、こういったものを取り上げてどうのこうのというのは私は合わないなというふうに思いますので、反対いたします。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 私も反対の立場であります。本当に地方財政を全国的に統一せよというような感じの考え方がありますので、実際問題は財政力指数の絡みも兼ねていきますので、幸田町は今財政力指数がいったいいっぱいというところ、1.ちょっとぐらいですから、それに交付税の絡みが非常にないわけであります。それとも、財政が厳しいところだと、交付税をある程度頂いて事業をなされる。それが町民全体というのか、それぞれの自治体の運営上、仕方がないという部分もあるんですけども、そちらをもっと増やせよなんていう話は何ともならんなど。幸田町も交付税を出してほしいなというぐらいの気持ちでありますので、私は、逆に言うと、これは陳情は出さないでいきたいなというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第4号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第4号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、住民の暮らしと命、安全・安心を守るために、行政機関の職員の定数に関する法律（総定員法）を廃止するとともに、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）を撤回することを初め、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 反対の立場でお話させていただきます。

これは、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制をというところがあります。これは地方に、やはり、今は東京一極集中というので問題になっているわけで、地方でできることは地方でというものの趣旨だと私は考えております。そして、職員の定員定数も撤廃してというような話も出ていますけれども、これは国民の皆さんから頂いた税金でもって運営されているんですから、やはり、そういった規制を加えてきちんとやるシステムをつくっていくというのが基本の考え方だと思いますので、その中で活動していくというのが私は基本だと思いますので、これについては反対の立場であります。

以上です。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 私は、どちらかというと、の道州制の問題に対しては、私自身はどちらかというと賛成のほうなんですよね。道州制に関しては。ですから、この道州制を導入しないということですので、この1点に関しても、私はどちらかというと反対の立場であります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第5号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第4号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、公共サービス基本法第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすことを初め、2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 公契約というのは、労働基準法が制定されていて、各企業もこれによって実際に事業をされているわけで、受注をする場合もこれに基づいた積算でもって入札等があればそういった形でやられると思いますので、それ以上に云々というのは必要ないというふうに私は思っています。ということで、反対いたします。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 私も、本町も公契約条項を決め、契約の条例のほうを定めていて、そして下請業者にも安定的な賃金等々を払えるような状態もちゃんとつくっているわけありますので、私は、わざわざ国にこれを出すこともないと思いますから、反対の立場でいきたい。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第6号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第6号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正

取引を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第7号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第4号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、労働者の賃金を底上げするため、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることを初め、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 反対の立場であります。まず、最低賃金の話でありますけれども、やはり都市部と地方は、物価等、それぞれの自治体の運営等々で賃金が違って不思議ではないな、格差があっても仕方ないなというのが私の考えであります。そうした中で最低賃金を一律1,500円、その雰囲気には、私はまだ5年かかるかなと、5年じゃ済まんかなというふうに思うわけであります。本年度でも、10月には当然最低賃金の改定がなされるだろうなというふうに思うんですけれども、それでもって愛知県で1,000円ぐらいなもんだらうというふうに思うわけであります。そういう点で、やはり、同じ地域差があっても私は仕方がないというふうに思います。だから、統一せよという話は本当に難しい話で、陳情をする必要がない。やっぱり、それぞれの自治体で違ってくる、あってもいい。地方と都市では、やっぱり物価も違いますし、そういう点では、最低賃金の格差があっても仕方ないのかなと私は思っております。ですから、反対の立場であります。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今、笹野委員も言われましたように、最低賃金を時給1,500円、これは理想としてはいいですけれども、ただ、やはり都会と地方は生活とか環境がそれぞれに違いますので、これは非常に厳しいかなというふうに思います。それを全て統一という形は難しいなと。日本の経済も全体を向上する方向ではいっていると思いますけれども、やはり、まだまだそんな状況ではないと思いますので、その土地に合って生活できる形というものをまず確立していくことが大事だなというふうに思いますので、その辺のところは時給1,500円というのは厳しいということで、私は無理だなと思いますので、不採択であります。

委員長 ほかにありませんか。

2番、吉本君。

2番吉本智明君 私も反対の立場で意見を申し上げます。

両委員の言われたとおり、全国一律というのは、やはり地域によって生活費は当然違ってまいりますので、一律というのはなじまないのかなと考えております。

それから、時給を上げると言いますが、今の経済状況を見ますと非常に厳しい状況があって、企業もあつぱあつぱだと思います。やはり、経済がうまく回って好循環をして、結果的に賃金が上がっていくというような、そういった社会モデルをしつかりと構築をしていかない限りは、賃金は上がらないと思いますので、いたずらに賃金を上げろというような要望はちょっと乱暴かなと思って、反対の立場でございます。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第7号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第7号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

陳情者は、陳情第4号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたしますとして、「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を行わないことを初め、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これも先生方の教職員の気持ちを考えたんですけれども、やはり、児童生徒の教育ということも考えないかんとおもいます。そういった面で、児童生徒のためのことを考えながら、現実には中学校では部活の時間を減らすとか、そういった努力をされていますので、それ以上の教職員のそういった形のものを私は求めるものじゃなくて、その中で教育という子どもの指導を中心に物事を考えるべきだと思いますので、これはちょっと賛成しかねるというような立場です。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 本当に先生方の職は、確かに本当に長時間が通例になっているような状況であるわけですが、そういう中で1日で8時間という単純な考えだけでは、本当に教育的なことが十分できていかない部分が僕はあるだろうと、こういうふうに思うわけですが。多少ずつは、例えば35人学級になっている、いずれは30

人学級と。こういうことも踏まえていきますと、やはり先生の労働時間、いろいろな資料をつくるとか、いろいろな形があろうかと思うんですけれども、授業が終わってからの仕事が非常に多いとか、研修時間があるとか、いろいろな部分で本当に長時間働かれているのが私は現状のような気がします。でも、しかしながら、1年単位の労働時間を導入するということに、私はせざるを得ないような状況が今はまだ続いているだろうなというふうに思うわけです。ですから、県の教育委員会自体もいろいろ考えて、やはり定数を増やしていくということも当然考えていかないかなだろうし、それとも部活の部分を外部団体に委ねていく、もっともっと誠実にやっていくということも、今後、今年から幸田町も始まっているわけでありますけれども、まだまだ十分なような気はしないわけであります。そういう点で、本当に先生方の働き方改革の中でまだまだ十分な対応ができていないのは否めないんですけれども、やはり、それは子どもを思うためにこういう形にならざるを得ない。だから、1年間トータルで残業部分はこれだけですよということを、やっぱり、ある程度は譲歩していかないと私はよくないんじゃないのかなというふうに思いますので、この陳情に対しては反対の立場でいきたいというふうに思っております。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 両委員がおっしゃるとおり、私も反対の立場で意見を述べさせていただきますと思います。

まずは教員というのは、年間通して同じようなパターンで働いているわけではないと。長期休業中と一般の1学期、2学期、3学期、この学期の期間中と全然やることが違うというところがあるものですから、やはり1年を通してのくくりで物事を考えないと、なかなかつり合いが取れないのかなと、そういうふうに思います。また、先生方の御努力によって、子どもたちの教育がしっかりできているというのは、もう当たり前のことのように皆さん思ってます。先生方の並々ならぬ努力の結果だと思います。そういった意味から、こういった陳情をするのではなくて、そもそも給特法の改正を行わなければ、この時間外に対する考え方を変えていかない限りは、この先生方の努力に報いることはできないと思いますので、そういう点から私は反対を申し上げます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第8号は、不採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会の審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思います。

す。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時55分

委員長 熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会といたします。

この後、委員の方はお残りください。

閉会 午前10時55分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和5年6月21日

総務教育委員会
委員長